

# 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンを実施します

**厚** 生労働省では、大学生等のアルバイトにおいて労働条件の確認を促すことを目的として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを昨年度に引き続き実施します。

学生等がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。これらのトラブルのなかには、学生等の側が必要な知識を持っていれば、簡単に避けられるものも少なくありません。

昨年度に引き続き今回のキャンペーンでも、多くの学生等がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、大学等と連携して周知用のポスターの掲示やリーフレットの配布、大学等での出張相談などを行います。

## キャンペーン期間中の 取り組み内容

○学生等のアルバイトのトラブル事例を書いたポスター

の大学等での掲示やクイズ形式で労働法を学べるリーフレットの配布

○大学等への都道府県労働局職員による出張相談の実施

○都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおける「若者相談コーナー」の設置

## 各事業主に取組んで いただきたい事項

学生等のアルバイトについては、労働契約締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間等の労働基準関係法令の遵守はもとより、学生等の本分は学業であることをご理解いただき、学業とアルバイトとの適切な形での両立のため、シフト設定に際しての配慮をお願いします。

リーフレット (A4版、裏面もあり)

～就職・アルバイトを始める前に知っておきたい！ 労働法クイズ～

### 君は何問正解できるか？

|   |  |
|---|--|
| アルバイト代関係  | ①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらっただから時給が低くてもしようがないと思っています。 ○か×か。   |
| 時間関係  | ②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短し、アルバイト代は払われないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。  |
|   | ③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてきましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですよ。 ○か×か。  |
| 待遇関係  | ④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いているのに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよ。 ○か×か。   |
|   | ⑤アルバイト先には「遅刻したら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないですよ。 ○か×か。  |
| その他の  | ⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですよ。 ○か×か。   |
|   | ⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れてられています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けたいと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですよ。 ○か×か。 |
| ⑧高校1年生(16歳)です。店長から「今日は忙しいから閉店時間(午後11時)まで働いて欲しい」と言われました。お店が困っているんだから、働いていいですよ。 ○か×か。   |  |
| ⑨余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代わりに人を見付けるまで辞めさせない」と言われてしまいました。確かに代わりがいなくてお店は困るかもしれないので、自分で代わりを見付けてから辞められないですよ。 ○か×か。 |  |
| ⑩仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注目が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ。」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですよ。 ○か×か。                                      |  |

夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ  
**0120-811-610**  
月～金：午後5時～午後10時 土日：午前10時～午後5時

確かめよう！  
労働条件。

【アルバイトの労働条件を確かめよう！  
キャラクター「たしかめたん」】

ポスター (B2版)

学生・生徒の皆さんへ

## アルバイトのトラブル

### こんな事で困っていませんか？

|                              |                                    |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| お店が忙しくて<br>休憩がもらえません。        | 学校の行事がある日も<br>シフトを入れてられて<br>しまいます。 | 開店の準備や<br>片付けの時間は<br>給料がもらえません。    |
| 店長から<br>食事にごうと<br>しつこく誘われます。 | 売れ残った商品を<br>買い取られて言われます。           | 代わりを見つけないと<br>バイトを辞めさせて<br>もらえません。 |

おかしい!! と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 確かめよう労働条件 検索 URL: <http://www.checkroudou.mhlw.go.jp/>

電話で相談  
労働条件相談ほっとライン  
**0120-811-610**  
月～金：午後5時～午後10時 土日：午前10時～午後5時